

第1921号
2019年8月4日
日本共産党根室市議団
根室市宝林町4-203
TEL 23-6023
FAX 24-1684

市の施設、敷地内禁煙に—8月1日から

望まない受動喫煙の防止を目的とした「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、根室市は、市が所管（管理）する施設において敷地内禁煙を実施することになりました。

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、多くの人が利用する施設においては、受動喫煙による健康防止対策を講じることが必要となりました。

北方四島交流センター「二ホロ」も対象となります。ただし、市で管理している公営住宅や教職員住宅については、法に居住部分を除く規定があるので、対象外となります。

根室市では、法律の趣旨である「望まない受動喫煙」を防止し、市民並びに職員の健康増進を図るとともに、受動喫煙による健康への影響が大きいため、子どもたちに対する必要な措置を講じるため、法律施行日である2020年（令和2年）4月1日を前倒し、本年8月1日から実施するものです。

「駐車場は敷地内ですので、自家用車の中でも喫煙は認められません。」

市役所本庁舎をはじめ、学校や保育所など子どもたちのための施設、病院、診療所などはもちろんのこと、地域会館やスポーツ施設、道の駅スワン44、道の施設ですが、

「法律では、一部の加熱式タバコについて経過措置をとるようですが、根室市においては通常のタバコと同様、認めないものとし

ます。」

8月1日以降に敷地内での喫煙が確認された場合、市としてはどのような対応を取るのでしょうか。

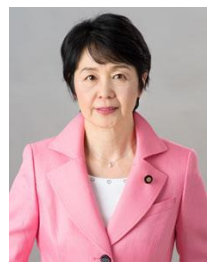
「法律の趣旨をご理解していただき、禁煙をお願いいたします。」

愛煙家のみなさんにとっては「きびしい」ことかもしれませんが、受動喫煙の防止と禁煙は世界的な流れと言えます。愛煙家のみなさん、これを機会に思い切って禁煙してはいかがでしょうか。

余談ですが、北海道議会庁舎の建て替えにあたって、自民党派が新庁舎内での喫煙を認める旨の発言をしているようですが、それこそ時代の流れに逆行するものであり、言語道断と言わざるを得ません。



「国会かけある記」2019年7月29日
引き続き安倍政権退陣へ



参議院議員 紙智子

参議院選挙で選挙区、比例区とも大激戦の中で、最後まで勝利のために力を尽くしてください。みなさんに心から感謝を申し上げます。私は比例代表選挙で四選を果たすことができ貴重な議席をつなぐことができました。比例で現有議席5人から4人に減らし、北海道選挙区で畠山和也さんを押し上げられなかった悔しさを、必ず次の勝利につなげます。

安倍政権による9条改憲阻止、消費税増税中止、日米FTA交渉中止をはじめ、JR北海道の廃線を許さないうたたかいなどを国民と連携して取り組みます。選挙の中で訴えてきた、ぐらしの希望の三つの提案の実現のためにも、道民、国民の窓口となって奮闘する決意です。

7月23、24日は北海道、札幌市内の主な団体を畠山和也さんと挨拶に回りました。25、26日は、東北6県を回り選挙の結果と、今後の決意を語りました。

どこでもひやひやしたけど、当選できて本当に良かった。さっそく、国会へ要請に行くからね。など、温かい激励の声に接し、握手をしながら、議席を獲得できたことの重みを痛感しました。

東北では4選挙区で野党統一候補が勝利しました。安倍政権が重点地域に位置付け、人も金も集中してもなお勝てず、改憲勢力3分の2を崩したことも大きな確信です。

北海道は2017年の総選挙から押し返し、得票で27万台へ押し上げたことは、次への足掛かりとなるものです。安倍政権退陣へ、引き続き頑張りましょう。